

復興大臣 秋葉 賢也 殿

葛尾村の復興・再生に向けた要望

令和4年8月29日

福島県双葉郡葛尾村長 篠木 弘

福島県双葉郡葛尾村議会議長 吉田 義則

復興副大臣 竹谷 とし子 殿

葛尾村の復興・再生に向けた要望

令和4年8月29日

福島県双葉郡葛尾村長 篠木 弘

福島県双葉郡葛尾村議会議長 吉田 義則

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から 11 年が経過したが、原子力災害はいまだ収束せず、今もなお、多くの村民が住み慣れた故郷を離れ、様々な環境の下で辛い避難生活を続けており、心身ともに疲弊している現状にある。

このような中、本村では、平成 28 年 6 月 12 日に一部地域を除く避難指示が解除され、令和 4 年 6 月 12 日には帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された。しかし、住民の帰還率は 3 割に留まっている状況である。

村では、震災後に順次策定した「第 1 次葛尾村復興計画」、「かつらお再生戦略プラン」等に基づき、復旧・復興に取り組んでいるが、諸課題が山積し、一つ課題を乗り越えてもまた新たな課題が重くのしかかってくる現状にあり、村の真の復興には、まだまだ長く険しい道のりが立ちはだかっている。

村の復興・再生と村民の生活を守るため、国の責務として被災市町村の実態に寄り添い、総力を挙げて対応していただくよう、次のとおり要望する。

＜要望事項 1＞

帰還困難区域における復興・再生について

(1) 特定復興再生拠点区域 《重点要望》

特定復興再生拠点区域について、令和4年6月12日に避難指示が解除され、復興に向けて着実に前に進んでいるものの、当該地区はこれまで解除された地区に比べ線量が高い地域であったこと、避難指示から非常に長い年月が経過したため、高齢化等により故郷に戻りたくても戻れない住民もあり、住民のふるさとへの帰還意欲は他地区に比べて減退したままである。

避難指示解除準備区域及び居住制限区域で講じられた際と同等の支援が受けられ、かつ、当該地区の住民が安心して帰還できるよう、財政面・人材面等、あらゆる側面から地区の復興を後押しすること。

(2) 特定復興再生拠点区域外 《重点要望》

特定復興再生拠点区域外について、「故郷に帰りたいと思う住民が帰還できるよう取り組んでいく」という方針が出されたことについては、一步前進したと受け止めている。

本村の拠点外の集落にあっては、隣接する浪江町の集落と生活圏が同じであったため、両集落の一体的な除染と家屋解体について、両町村で検討を進め、取り組むこととしたところである。

帰還意向のある住民、すぐ判断が付かない住民、帰還意向のない住民、それぞれの立場に寄り添った支援を行うこと。

なお、家屋解体及び除草・伐木等の荒廃抑制対策も

あわせて実施すること。

＜要望事項 2＞

村全体の復興について

(1) 中長期的な財源の確保 《重点要望》

復興が確実に成し遂げられるよう、震災復興特別交付税措置の継続に加え、福島再生加速化交付金及び被災者支援総合交付金等の予算確保や弾力的な運用など、中・長期的にわたる財源の確保について支援を行うこと。

また、特定被災地方公共団体に対して適用されている交付税措置の基準となる人口について、現在の措置を継続するとともに、小学校費（児童数）、中学校費（生徒数）及びその他教育費（幼稚園等の小学校就学前子どもの数）における特例率について当面の間継続すること。

(2) 復興に係る人的支援の継続 《重点要望》

村の復興が、ハード事業からソフト事業中心へと新たな段階に入っている。

様々な行政サービスを持続可能な形で展開するための仕組みづくりなど、難しい行政課題に対応できる人材が早期退職等により不足している。

行政経験の浅い職員が半数以上を占める現状であり、引き続き即戦力となる人材が必要であることから、人的支援を財政支援も含めて継続的に支援すること。

(3) 東京電力福島第一原子力発電所における多核除去設備等処理水の処分

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業を進める上で、多核除去設備等処理水の処分は、避けては通れない課題である。

国は、海洋放出を行うとの方針を示したが、処分に当たっては、村民を始めとした国民、事業関係者等への丁寧な説明を行うとともに、科学的根拠に基づく厳格な安全性の確保、風評被害対策に万全の対応を取ること。

(4) 移住・定住の促進や交流人口の拡大

村の将来を考える上で、「人」という財産は、必要不可欠である。

新たな住民の移住・定住の促進、交流人口の拡大等、新たな活力を呼び込む取組を行うために必要な予算や人材の確保等について、長期的かつ十分な支援を行うこと。

なお、交付金については、被災自治体の意見を最大限に踏まえた使い勝手のいい制度とすること。

(5) 福島国際研究教育機構の整備

検討が進められている「福島国際研究教育機構」は、「福島イノベーション・コースト構想」の発展飛躍に向け、地元自治体・企業及び大学等の「地域全体の連携を図る中核拠点」、原子力災害からの復興・再生を示すための情報発信拠点などとして、非常に大きな期待を寄せている。

このため、機構の整備については、国が責任を持

って、長期にわたる予算・人員体制を確保するとともに、機構設置に伴い必要となる従事者の生活環境・インフラの整備などに必要な予算についても確保すること。

また、双葉地方の立地を基本とし、同地方の中・長期的な持続的発展につながるよう努めること。

(6) 除染等の着実な実施

除去土壌等の適正管理と搬出、搬出完了後の道路等の原状回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組など、必要な除染等の措置を国の責務において、村の意向を十分に踏まえながら、安全かつ着実に実施すること。

また、仮置場等の原状回復については、返地後の土地利用に支障を来すことのないよう、適切な措置を講じるとともに、除染後又は仮置場から返地された農地の営農再開時にこれらの作業に起因する不具合が生じている場合には、必要な措置を講じること。

(7) 復興を支える道路の改良・整備の促進

当村では、整備した産業団地整備を活用すべく、企業活動の促進を推進しており、大型車による輸送など、これまで以上に道路の重要性が増していることから、住民の帰還や産業再生を支える主要道である「県道浪江三春線」等を新たにふくしま復興再生道路に位置付け、速やかに改良・整備を進めること。

(8) 農林畜産業及び商工業への継続的な支援

住民の帰還や村の復興推進のためには、村の主

要産業である農林畜産業・商工業の意欲ある担い手や事業者に対する強力な支援が不可欠である。

村の主要産業である農林畜産業・商工業の事業者等が安定的に事業を再開し運営できるよう、必要な財政面での支援を継続的に行うこと。

(9) ほ場整備事業の継続

中山間地域である村の営農再開、農地活用と荒廃抑制のためには、ほ場整備事業が不可欠である。

事業の実施に当たっては、採択要件など村の実情に合わせて柔軟に対応するとともに、長い事業期間が必要になることから、財政面での支援を継続的に行うこと。

(10) 企業立地に関わる財源確保等

村の産業再生と雇用確保の観点から、企業立地は非常に重要であるため、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金など、強力な企業立地支援策を今後も継続すること。

(11) 介護保険、国民健康保険等への支援の継続

避難によって健康が悪化し、家族が離ればなれになってしまったことが原因で、介護給付費や医療費等が震災前に比べ大幅に増加している。

当面の間、介護給付費及び医療費等の利用者負担、介護保険料及び国民健康保険税等の免除に対する国の財政支援を継続するとともに、避難による世帯構成の変化や避難先での施設等入所に伴う住所地特例などのために増加した介護保険、国民健康保険

の給付費について、必要な財政支援を行うこと。

また、村が被災者に対して実施している保健指導や介護予防事業等についても、必要な財政面・人材面での支援を継続して行うこと。

(12) 被災地域地域間幹線系統確保維持事業の特例期間の延長

村民にとって、路線バスは重要な移動手段の1つとなっている。

被災地域の生活交通の確保維持が困難な状況であることを鑑み、被災地域地域間幹線系統確保維持事業に係る特定被災市町村の指定による補助対象要件の緩和等の特例措置を今後においても継続すること。

(13) 配送インフラの復旧

いまだに村内の多くの郵便ポストが復旧されていないことに加え、一部配送事業者が村内配送を不可としており、最寄り支店まで受取に行く必要があるなど、震災以前の配送インフラが復旧されていない状況にある。

住民生活に大きな不便を来しているとともに、村内進出企業の配送費増加、企業の新規参入の阻害要因ともなっており、テレワークや感染症対策による通信販売等の利用も困難であることから、帰還者や移住者の転出に繋がりがねないため、事業者に対して、サービス再開に向けた指導・支援を強化すること。

(14) 高速道路無料措置の延長

今もなお、住民の多くが避難を余儀なくされている状況で、コミュニティーの維持や一時帰宅等で往来する避難住民の負担を軽減するため、避難者に対する高速道路無料措置を今後においても継続すること。

(15) 魅力ある少人数教育への支援の継続

村に戻って来た子供たちの保護者から、一人ひとりの力を引き出し育てるきめ細かな教育が展開されていると好評価を得ている。

再開した学校がこれからもきめ細かな教育が継続していけるよう、引き続き、手厚い教職員配置や財政支援を継続すること。

(16) 生活再建、事業再建のための損害賠償の確実な実施

被災者の生活や事業の再建につながる賠償が確実になされるよう、各種集団訴訟等の判例による追加賠償等も含め、被災地の実情に応じた指針の適時・的確な見直しを行うとともに、相当因果関係のある損害が継続する間は、国がしっかりと指導を行い、東京電力ホールディングス株式会社に賠償を確実に行わせること。

以上